

ウオーム会員様各位

2021年6月吉日

かえつクリニック所長 岡田 節朗

かえつメディカルフィットネス ウオーム課長 高橋 良太

かえつメディカルフィットネス ウオーム 厚生労働大臣認定「運動型健康運動施設」認定について

日頃より当施設をご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、かえつメディカルフィットネス「ウオーム」は健康増進のための運動を安全かつ適切に実施できる施設として、2021年4月14日付けで厚生労働大臣認定 運動型健康増進施設として認められました。

今後も皆様の健康づくりのために、安心・安全に運動できる施設として、新型コロナウイルス感染症対策も強化しつつ、施設運営をしてゆきたいと思っております。

主な認定規定基準

- ・ 有酸素運動及び筋力強化運動等の補強運動が安全に行える設備の配置
(トレーニングジム、運動フロア、プールの全部又は一部と付帯設備)
- ・ 体力測定、運動プログラム提供及び応急処置のための設備の配置
- ・ 生活指導を行うための設備を備えていること
- ・ 健康運動指導士及びその他運動指導者等の配置
- ・ 医療機関と適切な提携関係を有していること
- ・ 継続的利用者に対する指導を適切に行っていること
(健康状態の把握・体力測定運動プログラム)

健康増進施設制度の概要

厚生労働省(旧:厚生省)が1988年に国民の健康づくりを推進する上で一定の基準を満たしたスポーツクラブやフィットネスクラブを認定しその普及を図るため「運動型健康増進施設認定規程」(昭和63年厚生省告示第273号)を策定し、運動型健康運動増進施設として大臣認定を開始しました。この大臣認定の際の認定施設への実態調査及び指導は、当時の厚生大臣(厚生省収健医第160号)より、当財団が調査法人としての指名を受けて開始以降、継続実施しております。運動型健康運動増進施設が普及することで、国民の健康意識を高め生活習慣病の予防・改善、高齢者の健康づくりやスポーツ選手の競技水準の向上に寄与し、活力ある生涯スポーツ社会の実現と寿命の維持延伸に貢献するものであります。

以上.

公益社団法人 日本健康スポーツ連盟HPより一部引用し作成